

令和3年4月1日

京都府立丹波自然運動公園有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府立丹波自然運動公園（以下、当公園）の資産を広告媒体として活用し、企業等の広告を掲載することにより、当公園の自主財源を確保し、経営の健全化に資するため、当公園の資産への企業等の広告の掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、当公園が発行する広報物、印刷物、当公園が所有する公用車、各種運動施設、当公園のホームページ及びその他当公園が広告媒体として活用できる当公園の資産で公園長が認めるものをいう。

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、広報紙、当公園ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申請)

第4条 広告掲載の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申請書（様式第1号）を公園長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第5条 公園長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 公園長は、前項の広告掲載の決定をするときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

(広告掲載の基準等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載することができないものとする。

- (1) 当公園の品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他、公園長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、広告掲載することができな

いものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びそれに類似する業種

(2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種

(5) 投機の商品に関する業種投機の商品に関する業種

(6) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種債権の取立て、示談の引受け等に関する業種

(7) 私的な秘密事項の調査に関する業種私的な秘密事項の調査に関する業種

(8) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種法律に定めのない医療類似行為を行う業種

(9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)平成3年法律第7号)に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者号)に規定する暴力団員及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者

(10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中の事業者14年法律第154号)による再生又は更生手続き中の事業者

(11) 各種法令に違反している事業者

(12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(13) その他、社会問題を起こしている業種又は事業者で公園長が認めたもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載等の規格、期間、募集方法及び料金等広告掲載に必要な基準は、広告媒体ごとに公園長が別に定める。

(広告掲載の変更又は中止)

第7条 第5条第1項の規定による広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、広告掲載変更(中止)届(様式第3号)により、速やかに公園長に届けなければならない。

(1) 掲載の規格、期間、その他広告掲載の申請内容を変更しようとする場合

(2) 広告掲載を中止しようとする場合

(広告掲載に係る決定の取消し)

第8条 公園長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第5条第2項の規定により指示又は条件に従わないとき。

(2) 広告主が、公園長が指定する期日までに版下原稿を提出しないとき。

(3) 広告掲載の決定を行った後の変更等により、広告の内容が第6条の基準に抵触したとき。

- (4) 広告掲載料を納付しなかったとき。
- (5) その他公園長が特に必要があると認めたとき。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料を公園長の指定する期日までに、一括納付しなければならない。ただし、公園長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 広告主は、広告の内容に関し、第三者からの苦情、被害救済又は損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、公園長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。